

第117回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月21日（月）午前10時

会場

グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

目次

株主の皆様へ	1
定時株主総会招集ご通知	2
議案 取締役12名選任の件	
株主総会参考書類	7
事業報告	24
連結計算書類等	52

野村ホールディングス株式会社

（証券コード 8604）

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、本年の株主総会においては以下の対応を取らせていただきます。

株主の皆様には大変なご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

- 感染拡大防止のため、当日の会場へのご来場は、極力お控えください。
- 会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。会場での感染リスクを抑えるためご入場をお断りする場合があります。
- ご入場の際等の検温、消毒およびマスク着用にご協力をお願いいたします。
株主様に発熱や咳等の症状が認められた場合、ご入場をお断りいたします。また、会場内においても同様の症状が認められた場合は、ご退場いただくことがあります。
- その他議事の時間を短くする等、株主の皆様が会場に滞在する時間を短縮するための運営を取らせていただきます。
- 本株主総会では、当社ウェブサイトを通じて事前の質問受付および事後の動画配信を行います。（詳細は4頁をご参照ください。）
- 議決権行使につきましては、書面または電磁的方法（インターネット等）を是非ご活用ください。（詳細は5頁の「議決権行使に関するご案内」をご参照ください。）

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、コロナ禍の不透明な事業環境が続く中、コストコントロールも手を緩めることなく進め、グローバルに持続的な利益を確保できる体制を整えるべく邁進してまいりました。主要3部門の収益合計は前期比で11%増、税前利益は同35%増となりました。この結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆4,019億円、税前利益は2,307億円、当期純利益は1,531億円となりました。

配当につきましては、当社の配当方針に基づき、2021年3月末を基準日とする配当金を1株につき15円、中間配当とあわせて年間の配当金としては1株につき35円とさせていただきました。

なお、先日公表しました、米国子会社における米国顧客との取引に起因した多額の損失につきましては、大変なご心配をお掛けいたしました。当社および当該米国子会社の財務基盤は強固であり、同事案によって業務遂行や財務健全性に問題が生じることはありませんが、経営陣一同、本事案を重く受け止め、リスク管理の高度化とマネジメント体制の強化を行ってまいります。

加えて、より一層のガバナンスの高度化を企図した体制強化にも着手しております。グローバルにビジネスを展開する金融機関として、ビジネスポートフォリオの広がりに合わせて、更なる経営の透明性を確保してまいります。また、経営戦略である「パブリックに加えてプライベート領域への拡大・強化」の一環として、新たに「インベストメント・マネジメント部門」を新設いたしました。多様化するお客様の資産運用ニーズにお応えするため、同部門には、広くグループ内の投資・運用機能を傘下におき、独立性を担保しつつ、商品・サービスの提供を行ってまいります。

2019年12月に制定いたしました野村グループ行動規範につきましては、お客様を始めとしたステークホルダーの皆様からの信頼に応え続けるため、毎年見直しを行っております。日々、この行動規範に立ち返り、高い倫理観をもって業務に取り組んでいく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年6月



取締役 兼 代表執行役社長
グループCEO

奥田 健太郎

株 主 各 位

(証券コード 8604)

2021年5月31日

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

野村ホールディングス株式会社

取締役兼代表執行役社長
グ ル ー プ C E O 奥田健太郎

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症対策として政府や都道府県知事から外出自粛等が要請される事態に至っております。この事態を受けて慎重に検討いたしました結果、感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご健康状態にかかわらず**本株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。**

また、本株主総会は感染防止対策を重視して実施させていただきます。株主の皆様の会場における滞在時間を短縮する観点から、議事を簡略化し、質疑応答時間も短縮させていただきます。

なお、本年も4頁に記載のとおり、株主の皆様から当社ウェブサイトにおいて事前にご質問をお受けし、株主の皆様のご関心が高い代表的なご質問については、同ウェブサイトにおいて回答させていただきます。

事前の議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2021年6月18日（金曜日）午後5時30分までに、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、5頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話からご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具



記

1. 日 時 2021年6月21日（月曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」
※新型コロナウイルス感染症への感染防止のため会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。会場での感染リスクを抑えるためご入場をお断りする場合があります。何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役12名選任の件

※議決権の行使に関する事項

- （1）書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- （2）電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- （3）代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上





〈株主の皆様へのお願い〉

本株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。

以下の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



〈事前の質問受付および事後の動画配信についてのご案内〉

本株主総会においては、上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載、ならびに事後の動画配信をいたします。いずれも株主様専用のコンテンツとなっており、以下のIDとパスワードをご入力の上アクセスください。

当社ウェブサイトを通じた事前の質問受付は、2021年5月31日（月）から2021年6月17日（木）までの間、実施いたします。

代表的なご質問への回答および当日の動画は、2021年6月23日（水）から2021年7月30日（金）までの間、配信いたします。

（ID： パスワード： ）（半角英数字）

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。



第117期剰余金の配当（期末）のお支払いについて

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、剰余金の配当（期末）を1株につき15円とし、2021年6月1日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。配当金のお受け取りに関しては、裏表紙の「株主メモ」をご覧ください。

議決権行使に関するご案内



インターネット（電磁的方法）による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. ログインID・パスワードを入力する方法

- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。
- 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. QRコードを読み取る方法

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」をスマートフォン端末で読み取ることで「ログインID」および「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回限り可能です。

再行使する場合は「1.ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- (1) 議決権行使は、株主総会前営業日 **<2021年6月18日（金曜日）>午後5時30分**まで可能ですが、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）

電話（受付 9：00 ～ 21：00） 0120-173-027（通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

コーポレート・スローガン
目指すのは、"今"以上の"未来"。

野村グループ企業理念

《社会的使命》

豊かな社会の創造

金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する

《会社のあるべき姿》

お客様に選ばれるパートナー

最も信頼できるパートナーとしてお客様に選ばれる
金融サービスグループ

《わたしたち一人ひとりの価値観》

挑戦

変化を尊重し、成長への情熱と勇気を持って挑戦を続ける

協働

新たな価値を生み出すために、多様性を尊重し、
組織や立場を超えて協働する

誠実

高い倫理観のもと、正しい行動をとる誠実さと信念を持つ

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者6名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本年は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指して社外取締役候補者を2名増員しております。

取締役候補者12名のうち、社外取締役候補者は8名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、奥田健太郎および寺口智之の2名となります。

取締役候補者は次のとおりです。

<取締役候補者一覧>

候補者番号	氏 名	担 当	取締役会への出席状況
1	永 井 浩 二 重任 非業務執行取締役	取締役会長 指名委員 報酬委員	100%（11回/11回）
2	奥 田 健 太 郎 重任 執行役兼務	代表執行役社長 グループCEO	100%（8回/8回） ※取締役就任後に開催された すべての取締役会に出席
3	寺 口 智 之 新任 執行役兼務	代表執行役副社長	（新任）
4	小 川 祥 司 新任 非業務執行取締役	監査委員（常勤）（予定）	（新任）
5	石 村 和 彦 重任 社外取締役・独立役員	指名委員（委員長（予定）） 報酬委員（委員長（予定））	91%（10回/11回）
6	高 原 豪 久 新任 社外取締役・独立役員	指名委員（予定） 報酬委員（予定）	（新任）

<取締役候補者一覧>

候補者番号	氏 名	担 当	取締役会への出席状況
7	島 崎 憲 明 重任 社外取締役・独立役員	監査委員(委員長)	100% (11回/11回)
8	園 マ リ 重任 社外取締役・独立役員	監査委員	100% (11回/11回)
9	Laura Simone Unger (ローラ・アンガー) 重任 社外取締役・独立役員		100% (11回/11回)
10	Victor Chu (ビクター・チュー) 新任 社外取締役・独立役員		(新任)
11	J.Christopher Giancarlo (クリストファー・ジャンカルロ) 新任 社外取締役・独立役員		(新任)
12	Patricia Mosser (パトリシア・モッサー) 新任 社外取締役・独立役員		(新任)

※うち女性3名



取締役会長
指名委員
報酬委員

非業務執行取締役

重任

取締役会への出席状況

11回／11回

指名委員会への出席状況

8回／8回

報酬委員会への出席状況

7回／7回

所有する当社株式数

普通株式 328,001株

1981年4月 当社入社
2003年4月 野村證券(株)取締役
2003年6月 同社執行役
2007年4月 同社常務執行役
2008年10月 同社常務（執行役員）
2009年4月 同社執行役兼専務（執行役員）
2011年4月 同社Co-COO兼執行役副社長
2012年4月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2012年8月 当社代表執行役グループCEO
（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2013年6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO
（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2017年4月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO
（兼 野村證券(株)取締役会長）
2020年4月 当社取締役会長
（兼 野村證券(株)取締役会長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役会長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社取締役兼代表執行役社長グループCEO、野村證券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2020年4月より当社取締役会長を務めております。野村グループの業務に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者となりました。なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村證券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村證券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。

注2：2003年6月から、当社は、指名・報酬・監査の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。



代表執行役社長
グループCEO

執行役兼務

重任

取締役会への出席状況

8回／8回

(取締役就任後に開催された
すべての取締役会に出席)

所有する当社株式数

普通株式 122,425株

- 1987年 4 月 当社入社
2010年 4 月 野村証券(株)執行役員
2012年 4 月 同社常務 (執行役員)
2012年 8 月 当社常務 (執行役員) (兼 野村証券(株)常務 (執行役員))
2013年 4 月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)常務 (執行役員))
2015年 4 月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)専務 (執行役員))
2016年 4 月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)執行役兼専務 (執行役員))
2017年 4 月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)専務 (執行役員))
2018年 4 月 当社執行役グループCo-CEO
(兼 野村証券(株)取締役兼執行役副社長)
2019年 4 月 当社執行役副社長グループCo-CEO
2020年 4 月 当社代表執行役社長グループCEO
(兼 野村証券(株)代表取締役)
2020年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO
(兼 野村証券(株)代表取締役) (現任)

重要な兼職状況

野村証券(株)代表取締役社長 (予定)

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループCo-CEOや野村証券(株)取締役兼執行役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めております。
当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。



代表執行役副社長

執行役兼務

新任

所有する当社株式数

普通株式 149,110株

- 1986年 4 月 当社入社
- 2009年 4 月 野村證券(株)執行役員 グローバル・エクイティ・ストラテジー担当
- 2011年 4 月 同社執行役員 グローバル・マーケッツジョイントCOO
- 2013年 2 月 同社執行役員 グローバル・マーケッツCOO
- 2013年 4 月 同社執行役員 グローバル・マーケッツCOO 兼グローバル・リサーチ担当
- 2016年 4 月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者兼オペレーション担当
(兼 野村證券(株)代表執行役 業務管理本部兼オペレーション担当、内部管理統括責任者)
- 2017年 4 月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者兼オペレーション担当
(兼 野村證券(株)代表執行役常務 業務管理本部兼オペレーション担当、内部管理統括責任者)
- 2019年 5 月 当社執行役 コンプライアンス統括責任者 (CCO)
(兼 野村證券(株)代表取締役専務 コンプライアンス・リーガル管掌、内部管理統括責任者)
- 2020年 4 月 当社執行役 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者 (CCO)
(兼 野村證券(株)代表取締役副社長 コンプライアンス・リーガル管掌、内部管理統括責任者)
- 2021年 4 月 当社代表執行役副社長 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者 (CCO)
(兼 野村證券(株)代表取締役副社長 コーポレート統括) (現任)

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役副社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、野村證券(株)内部管理統括責任者等を歴任し、現在は当社代表執行役副社長 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者 (CCO) を務めております。当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としていたしました。



非業務執行取締役

新任

所有する当社株式数

普通株式 27,167株

- 1987年4月 当社入社
2007年4月 野村證券(株)IB企画部長
2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長
2009年7月 同社キャピタル・マーケット部長
2012年4月 同社IB企画部長
2013年7月 当社グループ監査業務室長
(兼 野村證券(株)監査業務室長)
2016年8月 当社取締役会室長
(兼 野村證券(株)取締役会室長)
2017年4月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
(兼 野村證券(株)執行役員 インターナル・オーディット担当)
2021年4月 当社顧問 (現任)

重要な兼職状況

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)監査役 (予定)

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループ監査業務室長や取締役会室長、グループ・インターナル・オーディット担当等を務めるなど、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。

同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏は常勤の監査委員を務める予定であり、野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者いたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～12）】

社外取締役候補者8名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（１）本人が、現在または過去３年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・ 当社の業務執行者（＊１）が役員に就任している会社の業務執行者
- ・ 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- ・ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 当社の主要な借入先（＊２）の業務執行者

③ 当社の主要な取引先（＊３）の業務執行者（パートナー等を含む）

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金（＊４）を当社より受領している団体の業務を執行する者

（２）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記（１）①～⑤に掲げる者

（注）

* １ 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

* ２ 主要な借入先とは、連結総資産の２％以上に相当する金額の借入先をいう。

* ３ 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の２％の金額を超える取引先をいう。

* ４ 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の２％のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上



指名委員
報酬委員

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

3年

取締役会への出席状況

10回／11回

指名委員会への出席状況

8回／8回

報酬委員会への出席状況

7回／7回

所有する当社株式数

普通株式 0株

1979年4月 旭硝子(株) (現、AGC(株)) 入社
2006年1月 同社執行役員関西工場長
2007年1月 同社上席執行役員エレクトロニクス&エネルギー事業本部長
2008年3月 同社代表取締役兼社長執行役員COO
2010年1月 同社代表取締役兼社長執行役員CEO
2015年1月 同社代表取締役会長
2018年1月 同社取締役会長
2018年6月 当社社外取締役 (現任)
2020年3月 AGC(株)取締役
2020年4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 (現任)

重要な兼職状況

国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長
TDK(株)社外取締役
(株)IHI社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、旭硝子(株)代表取締役兼社長執行役員CEOや代表取締役会長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務め、また、本年より両委員会の委員長に就任する予定です。

**社外取締役・独立役員****新任**

所有する当社株式数

普通株式 881株

1991年4月 ユニ・チャーム(株)入社
1995年6月 同社取締役
1996年4月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年6月 同社常務取締役
1998年4月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当
2001年6月 同社代表取締役社長
2004年6月 同社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職状況

ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員
カルビー(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員を現任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏は指名委員および報酬委員を務める予定です。



監査委員（委員長）

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

5 年

取締役会への出席状況

11回／11回

監査委員会への出席状況

15回／15回

所有する当社株式数

普通株式 20,100株

1969年 4 月 住友商事(株)入社
 1998年 6 月 同社取締役
 2002年 4 月 同社代表取締役 常務取締役
 2003年 1 月 金融庁企業会計審議会委員
 2004年 4 月 住友商事(株)代表取締役 専務執行役員
 2005年 4 月 同社代表取締役 副社長執行役員
 2009年 1 月 国際会計基準委員会財団（現、IFRS財団） 評議員
 2009年 7 月 住友商事(株)特別顧問
 2011年 6 月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
 2011年 6 月 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長
 2013年 9 月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー
 2013年 9 月 日本公認会計士協会 顧問（現任）
 2016年 6 月 当社社外取締役（兼 野村證券(株)取締役）（現任）
 2019年 8 月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス シニアアドバイザー（現任）

重要な兼職状況

(株)ロジネットジャパン社外取締役
 野村證券(株)取締役（＊）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、また、国際的な会計制度について米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。同氏は、住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員、金融庁 企業会計審議会委員、国際会計基準委員会財団 評議員、公益財団法人財務会計基準機構 理事を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）を務める予定です。

＊同氏は野村證券(株)において非業務執行取締役であり、監査等委員（委員長）を務めています。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、野村證券(株)の社外取締役ではなく取締役としています。



監査委員

社外取締役・独立役員**重任****在任年数**

4年

取締役会への出席状況

11回／11回

監査委員会への出席状況

15回／15回

所有する当社株式数

普通株式 0株

1976年10月 日新監査法人（*）入所
1979年3月 公認会計士登録
1988年11月 センチュリー監査法人（*）社員
1990年11月 大蔵省公認会計士審査会「公認会計士試験制度小委員会」委員
1992年4月 大蔵省企業会計審議会委員
1994年12月 センチュリー監査法人（*）代表社員
2002年10月 内閣府情報公開審査会（現、総務省情報公開・個人情報保護審査会）委員
2005年4月 東京都包括外部監査人
2008年7月 新日本有限責任監査法人（*）シニアパートナー
2012年8月 同監査法人退所
2013年12月 証券取引等監視委員会委員
2017年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

学校法人早稲田大学監事

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長年の公認会計士としての経験から企業会計についての高い専門性を有しており、東京都包括外部監査人、大蔵省企業会計審議会委員等を歴任されました。また、監査法人を退所後は証券取引等監視委員会委員を務められる等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（*）のシニアパートナーを務めておりましたが、以下の理由から当社は、同氏の経歴は当社の社外取締役としての独立性に何ら影響をおよぼすものではないと判断しております。

- ・同氏は、同監査法人を退所後既に9年弱が経過しており、退所後は同監査法人の運営や財務方針には一切関与していないこと。
- ・同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、金融機関を担当する金融部に所属したこともないこと。

また、同氏は、当社の社外取締役の独立性基準、(株)東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の監査委員に求められるニューヨーク証券取引所の独立性基準も満たしております。

*いずれも、現、EY新日本有限責任監査法人



社外取締役・独立役員

重任

在任年数

3年

取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社株式数

(1,000ADR(*))

- 1988年1月 U.S. Securities and Exchange Commission (SEC)
エンフォースメント・アトニー
- 1990年10月 U.S. Senate Committee on Banking,
Housing and Urban Affairs カウンセル
- 1997年11月 SEC 委員
- 2001年2月 同 委員長代行
- 2002年7月 CNBC レギュラトリー・エキスパート
- 2003年5月 JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント
- 2004年8月 CA Inc. インディペンデント・ディレクター
- 2010年1月 Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー
- 2010年12月 CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2014年11月 Navient Corporation インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2018年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

- CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター
- Navient Corporation インディペンデント・ディレクター
- Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター
- Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
- Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、金融関連の法制度・規制に精通しており、米国証券取引委員会 (SEC) の委員および委員長代行を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

* 米国預託証券



社外取締役・独立役員

新任

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1982年12月 The Supreme Court, Hong Kong ソリシター
- 1988年 1 月 First Eastern Investment Group (第一東方投資集団)
チェアマン兼CEO (現任)
- 1988年10月 Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼カウンセルメンバー
- 1992年 6 月 Hong Kong Securities and Futures Commission
アドバイザリー・コミティ・メンバー
- 2003年 8 月 World Economic Forum ファンデーション・ボード・メンバー
- 2018年 4 月 Airbus SE インディペンデント・ディレクター (現任)

重要な兼職状況

First Eastern Investment Group (第一東方投資集団) チェアマン兼CEO
University College London チェア・オブ・カウンセル
International Business Council of the World Economic Forum 共同議長
Airbus SE インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営および金融業についての豊富な経験を有しており、また、法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有しております。同氏は、国際的な投資会社であるファースト・イースタン・インベストメント・グループ (第一東方投資集団) を創業し、長年にわたりチェアマン兼CEOを務められているほか、香港証券取引所や香港証券先物委員会にて要職を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。



社外取締役・独立役員

新任

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1984年 9 月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon
アソシエイト・アトニー
- 1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトニー
- 1992年 1 月 Giancarlo & Gleiberman
アトニー兼ファウンディング・パートナー
- 1997年 9 月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner
アトニー兼（エクイティ）パートナー
- 2000年 4 月 Fenics Software
ヴァイス・プレジデント兼リーガル・カウンセル
- 2001年 4 月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
- 2014年 6 月 U.S. Commodity Futures Trading Commission コミッショナー
- 2017年 1 月 同 チェアマン
- 2019年10月 American Financial Exchange
インディペンデント・ディレクター（現任）
- 2020年 1 月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル（現任）

重要な兼職状況

Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル
 American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター
 Common Securitization Solutions LLC チェアマン
 BlockFi Inc. インディペンデント・ディレクター
 Digital Dollar Project プリンシパル

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通しており、米国の証券仲介会社であるGFIグループのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントや米国商品先物取引委員会の委員長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。



社外取締役・独立役員

新任

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1986年 7 月 Economics Department, Columbia University
アシスタント・プロフェッサー
- 1991年 1 月 Federal Reserve Bank of New York (FRBNY)
エコノミスト兼ヴァイス・プレジデント
- 2006年11月 同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive
Meeting of East Asia and Pacific (EMEAP) Central Banks,
Bank for International Settlements メンバー
- 2007年 1 月 American Economic Association's Committee on the Status of
Women in the Economics Profession ボード・メンバー
- 2007年 6 月 Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー
- 2009年 1 月 Federal Open Market Committee (FOMC) アクティング・シス
テムック・オープン・マーケット・アカウント・マネージャー
- 2013年10月 Office of Financial Research (OFR), U.S. Treasury
Department デピュティ・ディレクター
- 2013年10月 Deputies Committee of the Financial Stability Oversight
Counsel (FSOC) メンバー
- 2015年 6 月 Columbia University's School of International and Public
Affairs (SIPA) シニア・リサーチ・スカラー、Central Banking
and Financial Policy ディレクター (現任)

重要な兼職状況

シニア・リサーチ・スカラー

MPA Program in Economic Policy Management ディレクター

Central Banking and Financial Policy ディレクター

※上記はすべてコロンビア大学国際関係公共政策大学院(SIPA)における役職となります。

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長年のエコノミストおよびセントラル・バンカーとしての経験を有し、コロンビア大学国際公共関係政策大学院(SIPA)のシニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクター等を現任されているほか、米国財務省金融調査局(OFR) 米国債部門のデピュティ・ディレクターやニューヨーク連邦準備銀行(FRBNY)のシニア・ヴァイス・プレジデントを歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

注3：12名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注4：当社は、取締役候補者 石村和彦、島崎憲明、園マリおよびLaura Simone Ungerの各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。本総会において石村和彦、島崎憲明、園マリおよびLaura Simone Ungerの各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 小川祥司、高原豪久、Victor Chu、J.Christopher GiancarloおよびPatricia Mosserの各氏が取締役を選任された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。

注5：社外取締役候補者 島崎憲明氏は、2019年3月まで(株)UKCホールディングス（現、(株)レスターホールディングス）の社外取締役を兼務しておりました。同社は、2015年6月から2017年2月までの間、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書および四半期報告書を提出したとして、2018年12月に金融庁から金融商品取引法に基づく課徴金納付命令を受けました。

同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社「第三者委員会報告書検討委員会」の委員長として同社取締役会に対して再発防止策等に関する提言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。

注6：社外取締役候補者 石村和彦氏は、(株)IH社外取締役を兼務しております。同社は、民間航空機エンジン整備事業に関し、2019年3月に経済産業省から認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省から航空法に基づく業務改善命令を受けました。

同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社取締役会において事実究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。

注7：社外取締役候補者 島崎憲明氏は、当社の子会社である野村證券(株)の取締役を兼務しております。同社は、(株)東京証券取引所で議論されている上位市場の指定基準および退出基準に関する情報について不適切な取扱いが認められたことから、2019年5月、金融庁から業務改善命令を受けました。本事案を受け、同社において、主な改善策として、ホールセール部門のエクイティ・ビジネスにおける組織体制の見直し、投資判断に重大な影響を及ぼし得る非公知の情報を厳格に管理する態勢の整備を行うとともに、2019年12月には野村グループにおいて、全役職員の具体的な行動の指針である「野村グループ行動規範」を策定し、金融サービスグループとして社会が期待する役割に応えるという考え方を浸透させる取組みを行うとともに、行動規範に基づく適正な行為（コンダクト）を推進するための内部管理体制の整備を行っております。

同氏は、本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。同社の取締役会等においても法令遵守の観点からの発言を行っており、本事案の発生後は、監査等委員会委員長として、改善策の策定、その実施に向けた取組みおよびこれを定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関してさまざまな提言を行っております。

注8：当社は、重任の取締役候補者6名を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。また、新任の取締役候補者6名の選任が承認された場合、これらの候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

当該保険契約は、任期中の契約更新時に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

(ご参考)定時株主総会後の取締役の構成

氏名				地位	スキル					
					経営	国際ビジネス	金融業	会計財務	法制度・規制	内部統制 (リスク管理 含む)
永	井	浩	二	非業務執行取締役 (取締役会長)	✓	✓	✓			
奥	田	健	太 郎	代表執行役社長 グループCEO	✓	✓	✓			
寺	口	智	之	代表執行役副社長	✓	✓	✓	✓	✓	
小	川	祥	司	非業務執行取締役		✓	✓		✓	
石	村	和	彦	社外取締役	✓	✓				
高	原	豪	久	社外取締役	✓	✓				
島	崎	憲	明	社外取締役	✓	✓		✓	✓	
園		マ	リ	社外取締役				✓	✓	✓
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]				社外取締役		✓	✓	✓	✓	
V i c t o r C h u [ビクター・チュー]				社外取締役	✓	✓	✓	✓	✓	
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]				社外取締役		✓	✓	✓	✓	✓
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]				社外取締役		✓	✓	✓		

第117期 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

野村グループは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標といたします。

「グローバル金融サービス・グループ」として国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

また、企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとしています。あわせて、財務健全性の確保および株主価値の持続的な向上についても取り組んでいくことといたします。

(2) 業務運営体制

野村グループでは、4つの部門（※）（営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門およびマーチャント・バンキング部門）が横断的に連携し、業務運営を行っております。各部門に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

※2021年4月1日付で、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

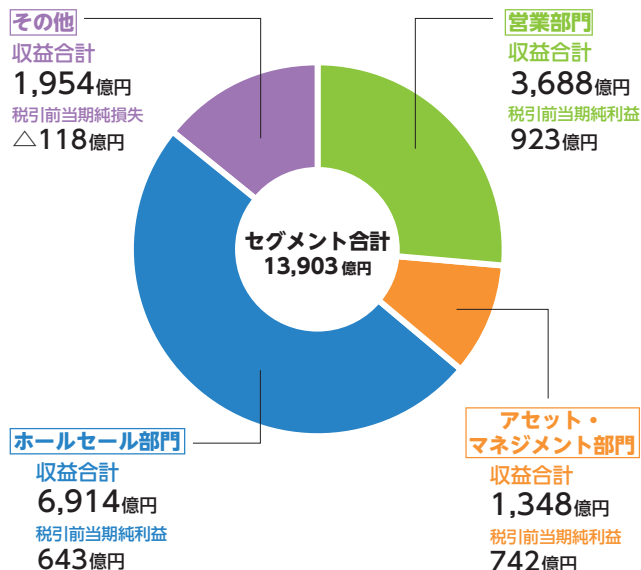
当期の世界経済は、新型コロナウイルスの影響で大きく落ち込みましたが、落ち込みの中心は前半で、後半には回復が見られました。感染抑制のための大規模な経済活動規制が各国で行われた結果、中国では2020年1－3月期、米国、欧州では4－6月期の実質GDP（国内総生産）が大きく減少しました。その後、中国では感染減少とともに経済活動が回復し、2020年7－9月期には実質GDPが感染拡大直前に当たる2019年10－12月期の水準を上回りました。米国、欧州では、感染の減少／増加に合わせて外出規制の緩和／強化を繰り返したため、実質GDPは2019年10－12月期の水準を回復しませんでした。それでも全体として経済活動は緩やかに持ち直しました。この間、景気下支えのための大規模な財政支出、金融緩和が行われたほか、年明け後は米国や英国を中心にワクチンの接種が本格化しました。また米国では、バイデン新大統領が大規模な経済対策を打ち出し、景気の先行きに対する期待を高めています。

日本においても、2020年4月に緊急事態宣言が発出され、実質GDPは4－6月期に大きく減少しました。その後も夏場には感染第2波、年末には第3波が到来し、2021年1月には2度目の緊急事態宣言が出されましたが、実質GDPは2019年10－12月期の水準に届かないまでも緩やかに持ち直しました。感染リスクの高い対面型サービス業が停滞を強いられた一方、輸出の回復とともに製造業の活動が比較的速やかに持ち直しました。それを受け、企業業績は、新型コロナ感染拡大の影響を受けた産業がある一方、製造業を中心に需要は底堅く、主要企業の2020年度の増益率は2019年度から大幅に改善しました。株式市場は、国内外の緩和的な金融環境、コロナ禍からの企業業績の改善、米国経済政策への期待などから大幅に上昇しました。日経平均株価は、一時終値で1990年8月以来となる3万円台を回復しました。

連結経営成績

	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	12,878億円	14,019億円	8.9%
金融費用以外の費用計	10,396億円	11,712億円	12.7%
税引前当期純利益	2,483億円	2,307億円	△7.1%
法人所得税等	289億円	703億円	143.2%
当期純利益	2,194億円	1,604億円	△26.9%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益	24億円	73億円	207.3%
当社株主に帰属する 当期純利益	2,170億円	1,531億円	△29.4%
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率（ROE）	8.2%	5.7%	—

第117期 収益構成



このように当社を取り巻く環境が大きく変動する中、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいりました。当期は、コロナ禍の不透明な事業環境が続く中、コストコントロールも手を緩めることなく進め、グローバルに持続的な利益を確保できる体制を整えるべく邁進してまいりました。

当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して8.9%増の1兆4,019億円、金融費用以外の費用は同12.7%増の1兆1,712億円となりました。税引前当期純利益は2,307億円、当社株主に帰属する当期純利益は1,531億円となりました。自己資本利益率（ROE）は5.7%となり、また、当期のEPS（注）は前期の66.20円から48.63円となっております。2021年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり15円とし、年間での配当は1株につき35円といたしました。なお、当期は当社の子会社において発生した米国顧客との取引に起因して2,457億円の損失を計上しました。当該ポジションについては市場への影響と損失額の最小化を意識しながら、適切に処理を進め、5月12日現在、99%超の処理が完了しております。また、4月1日以降の連結業績への影響は、5月13日現在、約650億円の損失となっており、これは2022年3月期に帰属します。

（注）希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

(2) セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

セグメント情報（セグメント合計）

	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	13,092	13,903	6.2
金融費用以外の費用計	10,396	11,712	12.7
税引前当期純利益	2,696	2,191	△18.7

一部の営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比6.2%増の1兆3,903億円、金融費用以外の費用は同12.7%増の1兆1,712億円、税引前当期純利益は同18.7%減の2,191億円となりました。

営業部門

	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	3,364	3,688	9.6
金融費用以外の費用計	2,869	2,765	△3.6
税引前当期純利益	494	923	86.8

収益合計（金融費用控除後）は、前期比9.6%増の3,688億円となりました。金融費用以外の費用は同3.6%減の2,765億円、税引前当期純利益は同86.8%増の923億円となりました。

営業部門では、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、お客様一人ひとりに寄り添い、「最も信頼できるパートナー」を目指してコンサルティング営業に取り組んでまいりました。当期は、好調なマーケット環境を受け、お客様の投資マインドが向上し、投資信託、株式、外国債券の販売が好調でした。また、コンタクトセンターを通じたりモートコンサルティング体制の強化により、想定を上回る実績を上げております。今後は資産運用に加え、不動産・相続・資産承継といった多様な悩みの解決に向けた商品・サービスの充実を図り、お客様の資産全体に対するアドバイスの提供を目指します。また、より多くのお客様へサービスをお届けするため、対面に加えてデジタルも活用したアプローチに取り組んでおり、今後一層強化してまいります。

アセット・マネジメント部門

	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	926	1,348	45.5
金融費用以外の費用計	638	605	△5.2
税引前当期純利益	288	742	158.0

収益合計（金融費用控除後）は、前期比45.5%増の1,348億円となりました。金融費用以外の費用は同5.2%減の605億円、税引前当期純利益は同158.0%増の742億円となりました。

アセット・マネジメント部門では、責任ある機関投資家として、中長期の資産形成と同時に社会発展への貢献に資するESG（環境・社会・ガバナンス）を重視しており、ESG関連の複数の投資信託を設定する等、投資戦略の拡充を図ってまいりました。

ETF（上場投資信託）については、当期も資金流入が継続しました。部門傘下の野村アセットマネジメント株式会社が1995年に日本初のETFを上場してから25周年を迎えたことを機に、野村のETFのブランド（NEXT FUNDS）で名称の統一を図るなど、リブランディング（既存ブランドの再構築）を行いました。また、構成銘柄の選定基準にESG要因を組み込んだ、S&P500 ESG指数を対象としたETFを上場いたしました。

投資信託ビジネスについては、海外では幅広いセクターに投資を行い、価格変動を抑制しつつトータルリターンを追求する債券ファンドなどに資金が流入しましたが、国内では新興国ファンドなどからの資金流出が期を通じて継続しました。

戦略的パートナーであるアメリカン・センチュリー・インベストメンツ社とは、国内外における協業をさらに強化しました。株式市場の回復を追い風に、当社が保有する同社株式の評価損益は改善しました。

ホールセール部門

	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	6,486	6,914	6.6
金融費用以外の費用計	5,564	6,271	12.7
税引前当期純利益	922	643	△30.3

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されております。

収益合計（金融費用控除後）は、前期比6.6%増の6,914億円となりました。金融費用以外の費用は同12.7%増の6,271億円、税引前当期純利益は同30.3%減の643億円となりました。なお、当期は当社の子会社において発生した米国顧客との取引に起因した損失を計上しております。

グローバル・マーケット

当期は、引き続きそれぞれの地域で強みのあるコアビジネスに注力するとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大でボラティリティが上昇する中、投資家のポートフォリオのリバランス取引などに丁寧に流動性を供給したほか、主要国や国際機関によるパンデミック対応等の資金調達をサポートしました。顧客ニーズへの適切な対応を通じ、堅調にマーケットシェアを拡大しました。

インベストメント・バンキング

当期は、第1四半期は新型コロナウイルス感染拡大懸念にともない顧客アクティビティが低下しましたが、第2四半期以降、顧客のニーズを丁寧に汲み取り、国内外の業界再編・事業再編や大型ファイナンスなど、多くの案件を執行しました。グローバルにアドバイザー・ビジネスや株式および債券引受ビジネスからの収益が伸長したことに加え、海外における買収ファイナンスの市場回復もあり、通期では大幅な増収となりました。グリーンテック社の買収やウルフ・リサーチ社との提携の効果も出始めています。

その他			
	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	2,316	1,954	△15.6
金融費用以外の費用計	1,324	2,071	56.4
税引前当期純利益 (△損失)	992	△118	—

収益合計（金融費用控除後）は日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画が東京都により認可されたことともなう利益711億円を認識したものの前期比15.6%減の1,954億円、また、金融費用以外の費用は関連会社の野村不動産ホールディングス株式会社に対する投資にかかる減損損失477億円を計上したことから同56.4%増の2,071億円、税引前当期純損失は118億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplc、ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte.Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社から外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行い、デジタルイゼーションを加速しております。営業部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

項 目 \ 期 別	第114期 (2017.4.1～2018.3.31)	第115期 (2018.4.1～2019.3.31)	第116期 (2019.4.1～2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～2021.3.31)
収益合計	19,722億円	18,351億円	19,525億円	16,172億円
収益合計（金融費用控除後）	14,970億円	11,168億円	12,878億円	14,019億円
税引前当期純利益（△損失）	3,282億円	△377億円	2,483億円	2,307億円
当社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	2,193億円	△1,004億円	2,170億円	1,531億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	63.13円	△29.90円	67.76円	50.11円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	61.88円	△29.92円	66.20円	48.63円
総資産	403,439億円	409,694億円	439,998億円	425,165億円
当社株主資本合計	27,493億円	26,311億円	26,535億円	26,949億円

(注)米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

5. 対処すべき課題

野村グループを取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、現状に満足せず、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

(米国顧客との取引に起因した多額損失に関する課題)

2021年3月26日、当社の米国子会社において、米国顧客と行っていたプライム・ブローカレッジ取引に起因して多額の損失が生じる事案が発生しました。当社は、本事案を受け、さまざまなアクションをとってまいりました。

まず、事実の検証のために、関係各部署から幅広い事実確認を実施し、複数の予防的措置を実施しました。また、監査委員会でも外部法律事務所を起用し本事案の包括的なレビューを実施しました。リスク管理体制の点検と強化に関して、既存のプライム・ブローカレッジ取引の点検、その他ファイナンス関連のビジネスのポジションをレビューし、現時点で同様の問題がある取引がないことを確認しました。そして、プライム・ブローカレッジ・ビジネスを中心にリスク管理フレームワークの見直しを進めております。

今後の対応として、外部専門家を活用して、ホールセール部門とリスクマネジメント部門の両方を対象としたリスク管理フレームワークの総合的レビューを実施し、グローバルなリスクコントロールの強化を行ってまいります。

これらの対応を行う一方で、2021年4月には、米国子会社において、外部より、米国金融業界での経験豊富なCEOを新たに採用したことを発表しました。

当社の経営戦略、特にホールセール部門のグローバル・フランチャイズを活かしたビジネス展開は、リスク管理の高度化を図りつつ今後も継続してまいります。

(喫緊の優先課題)

2020年以降続いている新型コロナウイルス感染症による世界経済やお客様一人ひとりの生活への影響は、未だにとどまりません。社会課題の解決を接点として、野村グループの企業価値向上と社会全体の持続的な成長は同じ道の上にあると考えています。引き続き以下の課題に取り組んでいくことが金融サービス・グループである当社の社会的使命であり、最重要であると認識しています。

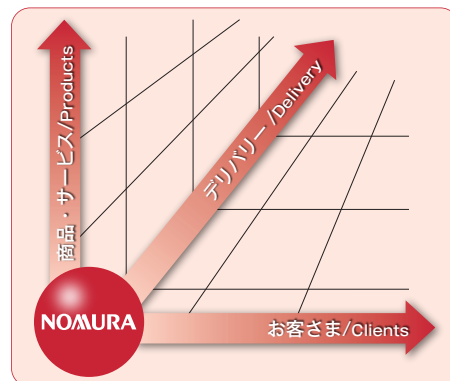
- ・企業の必要な資金の調達や市場での円滑な取引の実現のため、資本市場における仲介機能・流動性供給者としての役割を途切れることなく遂行
- ・お客様、地域社会、当社役職員とその家族の安全を確保しつつ、経済と企業活動の回復に尽力
- ・マーケットが大きく変動しストレスがかかった環境においても、野村グループの強固な財務基盤と十分な流動性を維持

(環境変化を見据えた中長期の優先課題)

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響も受けてお客様の行動変化や新たなニーズが生まれている中、野村グループを取り巻くビジネス環境の変化を見据え、企業価値の持続的向上を目指す成長戦略を以下の3点を軸に具体化していきます。

企業価値の持続的向上を目指す成長戦略

企業価値向上のためのビジネス戦略として「パブリック」から「プライベート」への拡大・強化を掲げており、「商品・サービス」、「お客様(顧客基盤)」および「デリバリー(お客様との接点)」それぞれの領域においてさらなる拡大・強化を目指します。



お客様に新たな付加価値や利便性を提供するためのデジタル化の推進

デジタル化への取組みは、今後の金融機関の競争力に直結するものであり、お客様へ利便性の高いサービスを提供し、多様化するニーズにお応えするため、引き続きグループ戦略に基づき幅広い取組みを推進していきます。また、デジタル化が進展した世界においても、人は野村グループの生み出す付加価値の源泉であると捉え、対面と非対面を駆使したコンサルティング能力など、これからの時代に求められる資質を備えた人材の育成を強化していきます。

サステナビリティへの取組み

野村グループは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同するとともに、これに基づく情報開示の拡充に取り組んでいます。また、気候変動を含むESGに関するリスクとビジネス機会について、グローバルに知見を共有しながら多角的に推進していく体制を構築しています。特に、脱炭素社会への移行にともない大きな資金需要が生まれているサステナブル・ファイナンスの分野では、グローバルな金融サービス・グループである当社の強みを活かしながら先進的な取組みを実践してまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、多くの人々に必要とされる金融機関を目指しております。今後は、資産承継や老後資金の不足に対する不安など、多様化する資産の悩みに的確に応えるため、パートナーのスキルアップを継続して図るとともに、幅広い商品・サービスの充実に努めます。またこれまでに以上に、お客様のバランスシート全体へのアプローチができるソリューション・サービス体制を整えてまいります。

【インベストメント・マネジメント部門】

2021年4月1日付けで、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。

広義のアセット・マネジメント・ビジネスを担うインベストメント・マネジメント部門では、株式・債券に代表される伝統的資産から、プライベート・エクイティ等のオルタナティブ資産にいたるまで、グループ内に蓄積された専門性を融合することで、付加価値の向上を図ります。お客様の多様化する投資ニーズや運用報酬への低下圧力を課題と認識し、幅広い投資機会や期待を超えるパフォーマンスとソリューションの提供を通じて事業拡大を目指します。また、部門傘下の投資・運用会社の運用の独立性、多様性・機動性を確保しながら、ガバナンスの高度化、資産運用業の高度化を進めてまいります。

【ホールセール部門】

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展によるマーケットの変化に加えて、不透明なマーケット環境や景気の低迷などが我々のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、国内外および他部門との連携を強化し、しっかりとリスクコントロールを行ってまいります。ビジネスの領域を広げるとともに成長の見込まれる分野に効率的に財務リソースを活用していきます。

グローバル・マーケットでは、今後の景気や市場動向を見据えたポートフォリオの見直しを行い、リスク管理の強化を図りながらお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、ビジネス・ポートフォリオの多角化、グローバル連携の強化、ストラクチャード・ファイナンスなどの成長分野における収益機会の追求、そしてフロービジネスの強化をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザリーや資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスの提供に努めてまいります。グローバルにアドバイザリー・ビジネスの拡大に注力するとともに、ノムラ・グリーンテックの知見のさらなる活用、サステナブル・ファイナンスの体制拡充などにより、ESG関連ビジネスへの取組みを強化していきます。

【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と水準をリスク・アベタイトとして定めております。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。

コンプライアンスの観点からは、野村グループがビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

また野村グループでは、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるよう、野村グループの一員として取るべき行動の指針として「野村グループ行動規範」を策定し、研修その他の施策を通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」では、すべての役職員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでの適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。

2020年9月には野村証券において第三者からの不正な働きかけにより法人のお客様の情報の一部が外部に流出するという事案が発生しました。野村証券をはじめ、野村グループ各社では、情報管理体制の一層の強化を図るとともに、行動規範のさらなる浸透に向けた取組みを進めております。

以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融・資本市場の安定とさらなる発展とともに、野村グループの持続的な成長に尽力してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、引受けおよび売出し、募集および売出しの取扱い、私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門およびマーチャント・バンキング部門の4部門（※）で構成されております。

今後も、多様化するお客様のニーズにお応えするため、これまで当社が主に取り扱ってきた、上場株式や社債といったパブリックな市場における商品に加え、プライベート・エクイティや私募債といったプライベート領域の商品やサービスにも注力していきます。これらを通じて、お客様に提供できるサービスのラインナップを拡大していきます。

※2021年4月1日付で、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）

野村證券株式会社 本支店および営業所（計123店）

東京都 22店 関東地方（東京都を除く） 28店

北海道地方 5店 東北地方 9店

北陸地方 4店 中部地方 15店

近畿地方 18店 中国地方 7店

四国地方 4店 九州・沖縄地方 11店

野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）

野村信託銀行株式会社（東京）

野村ファシリティーズ株式会社（東京）*

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（東京）

* (4)重要な子会社の状況（注2）をご参照ください。

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（アメリカ・ニューヨーク市）

ノムラ・インターナショナルPLC（イギリス・ロンドン市）

ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットInc.（アメリカ・ニューヨーク市）

(3) 使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末比増減（人）
26,403	226（減）

(注) 1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。

2. 使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
野村證券株式会社	東 京 都 中 央 区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東 京 都 江 東 区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東 京 都 千 代 田 区	500億円	100%	銀行業、信託業
野村ファシリティーズ株式会社	東 京 都 中 央 区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東 京 都 千 代 田 区	1,767億75百万円	100%	金融業
野村アジアバシフィック・ホールディングス株式会社	東 京 都 中 央 区	10百万円	100%	持株会社
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	67億5,725万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	38億2,977万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	18億349万米ドル	100%*	持株会社
インスティネットInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億3,949万米ドル	100%*	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	113億9,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	112億4,123万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED	香 港	1,878億11百万円	100%*	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%*	証券業、金融業

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。

2. 当社の完全子会社である野村ファシリティーズ株式会社および野村土地建物株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、野村ファシリティーズ株式会社を存続会社、野村土地建物株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、野村プロパティーズ株式会社に社名変更しました。

3. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,264社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、15社となりました。

8. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	長期借入金	百万円 372,350
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	長期借入金	371,069
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	長期借入金	364,773
株 式 会 社 り そ な 銀 行	長期借入金	49,953
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	長期借入金	181,897
株 式 会 社 千 葉 銀 行	長期借入金	45,040
株 式 会 社 静 岡 銀 行	長期借入金	35,326
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	長期借入金	30,395
農 林 中 央 金 庫	長期借入金	49,883
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	長期借入金	32,170

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

（当期の剰余金の配当）

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2020年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり20円をお支払いいたしました。2021年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり15円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき35円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決 議	基 準 日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
2020年10月28日 取締役会	2020年9月30日	61,163	20.00
2021年4月27日 取締役会	2021年3月31日	45,953	15.00

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

（本社の移転）

当社は、2020年10月1日付で、本社を東京都中央区日本橋一丁目13番1号に移転いたしました。

II 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種 類	発行可能種類株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,233,562,601株

（注）2020年12月1日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末に比べ、260,000,000株減少しております。

3. 株主数 342,956名

4. 上位10名の株主

株 主 名	持株数および持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 253,651	% 8.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	134,376	4.38
SMBC日興証券株式会社	72,001	2.35
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	48,291	1.57
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	46,166	1.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	45,178	1.47
JPモルガン証券株式会社	43,108	1.40
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	40,929	1.33
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENTION FUNDS	40,182	1.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	40,103	1.30

（注）1. 当社は、2021年3月31日現在、自己株式を170,057千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式		
普通株式	20,129株	
取得価額の総額	10,776千円	
(2) 処分した株式		
普通株式	24,588,070株	
処分価額の総額	13,164,505千円	
(3) 消却した株式		
普通株式	260,000,000株	
消却価額の総額	139,204,338千円	
(4) 当事業年度末日における保有株式		
普通株式	170,057,167株	

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

地 位	株式の種類および数		交付された者の人数
取締役および執行役（社外取締役を除く）	当社普通株式	135,202株	10名

III 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権 の名称	割当日	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 行使期間	新株予約権 の行使価額 (1株当たり)
第47回	2012. 6. 5	292個	29,200株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第48回	2012. 6. 5	4,119個	411,900株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第49回	2012. 6. 5	365個	36,500株	2015.10.20~2021. 4.19	1円
第50回	2012. 6. 5	397個	39,700株	2016.10.20~2022. 4.19	1円
第54回	2013. 6. 5	791個	79,100株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第57回	2014. 6. 5	872個	87,200株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第58回	2014. 6. 5	7,209個	720,900株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第61回	2014. 6. 5	8,406個	840,600株	2017. 3.31~2022. 3.30	1円
第62回	2014.11.18	26,707個	2,670,700株	2016.11.18~2021.11.17	738円
第63回	2015. 6. 5	805個	80,500株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第64回	2015. 6. 5	6,595個	659,500株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第65回	2015. 6. 5	10,292個	1,029,200株	2018. 4.20~2023. 4.19	1円
第68回	2015.11.18	25,658個	2,565,800株	2017.11.18~2022.11.17	802円
第69回	2016. 6. 7	6,866個	686,600株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第70回	2016. 6. 7	11,004個	1,100,400株	2018. 4.20~2023. 4.19	1円
第71回	2016. 6. 7	13,300個	1,330,000株	2019. 4.20~2024. 4.19	1円
第72回	2016. 6. 7	2,032個	203,200株	2016.10.30~2021.10.29	1円
第74回	2016.11.11	23,704個	2,370,400株	2018.11.11~2023.11.10	593円
第75回	2017. 6. 9	8,526個	852,600株	2018. 4.20~2023. 4.19	1円
第76回	2017. 6. 9	10,039個	1,003,900株	2019. 4.20~2024. 4.19	1円
第77回	2017. 6. 9	15,414個	1,541,400株	2020. 4.20~2025. 4.19	1円
第78回	2017. 6. 9	8,118個	811,800株	2021. 4.20~2026. 4.19	1円
第79回	2017. 6. 9	8,099個	809,900株	2022. 4.20~2027. 4.19	1円
第80回	2017. 6. 9	1,362個	136,200株	2023. 4.20~2028. 4.19	1円
第81回	2017. 6. 9	1,362個	136,200株	2024. 4.20~2029. 4.19	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第82回	2017. 6. 9	2,767個	276,700株	2017.10.30~2022.10.29	1円
第83回	2017. 6. 9	639個	63,900株	2018. 4.30~2023. 4.29	1円
第84回	2017.11.17	24,753個	2,475,300株	2019.11.17~2024.11.16	684円
第85回	2018.11.20	23,163個	2,316,300株	2020.11.20~2025.11.19	573円

- (注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は当事業年度末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第46回、第51回ないし第53回、第55回、第56回、第59回、第60回、第66回、第67回および第73回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

取締役および執行役（社外取締役を除く）					
新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数
第58回	91個	1人	第70回	635個	3人
第61回	126個	1人	第71回	634個	3人
第64回	69個	1人	第75回	687個	3人
第65回	438個	2人	第76回	687個	3人
第69回	145個	1人	第77回	860個	4人

- (注) 1. 新株予約権の数は当事業年度末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. その他の重要な事項

2021年5月17日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。

付与されるRSUの総数	64,439,400個 (64,439,400株相当)
-------------	--------------------------------

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2021年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
永 井 浩 二	取締役会長 指名委員 報酬委員	野村證券株式会社取締役会長（＊１）
奥 田 健 太 郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	野村證券株式会社代表取締役（＊１）
森 田 敏 夫	取締役 代表執行役	野村證券株式会社代表取締役社長（＊１）（＊２）
木 村 宏	社外取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	日本たばこ産業株式会社社友
石 村 和 彦	社外取締役 指名委員 報酬委員	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 TDK株式会社社外取締役 株式会社IHI社外取締役
島 崎 憲 明	社外取締役 監査委員（委員長）	株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役（＊１）
園 マ リ	社外取締役 監査委員	学校法人早稲田大学監事
宮 下 尚 人	取締役 監査委員（常勤）	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社監査役（＊１）（＊２）
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	社外取締役	Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン（＊１）
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	社外取締役	CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター Navient Corporation インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１）

(注) 1.

取締役 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

2.

監査委員（委員長）である取締役 島崎憲明は米国企業改革法に基づく財務専門家であり、また、監査委員である取締役 園マリは公認会計士であり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3.

監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 宮下尚人を常勤の監査委員として選定しております。

4.

＊１の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。

5.

＊２の記載のある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。

6.

社外取締役の兼職先（＊１を除く）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

7.

当社は、取締役 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、宮下尚人、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerと会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員の活動の状況)

氏 名	主 な 活 動 状 況
木 村 宏	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会8回および報酬委員会7回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に経営の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 村 和 彦	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回ならびに指名委員会8回および報酬委員会7回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に経営の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
島 崎 憲 明	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会15回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に会計財務および内部統制の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
園 マ リ	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会15回のすべてに出席し適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、企業会計の専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に会計財務および内部統制の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に国際ビジネスおよび会計財務の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制に精通した専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に国際ビジネスおよび法制度・規制の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

(注)上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、各人の経験や知見等を活かし、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況 (2021年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
奥 田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	「1. 取締役の状況」参照
森 田 敏 夫	取締役 代表執行役	「1. 取締役の状況」参照
中 川 順 子	執行役 アセット・マネジメント部門長	野村アセットマネジメント株式会社CEO兼代表取締役社長
寺 口 智 之	執行役 コーポレート統括兼 コンプライアンス統括責任者 (CCO)	野村證券株式会社代表取締役副社長
北 村 巧	執行役 財務統括責任者 (CFO)	野村證券株式会社取締役常務
加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者 (CRO)	野村證券株式会社取締役常務

(注) 1. 2021年3月31日付で、執行役 中川順子は執行役を辞任いたしました。

2. 2021年4月1日付で、飯山俊康および大塚徹が執行役に就任しております。

(ご参考) 2021年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

奥 田 健太郎 代表執行役社長 グループCEO
森 田 敏 夫 代表執行役
寺 口 智 之 代表執行役副社長 コーポレート統括兼
コンプライアンス統括責任者 (CCO)

飯 山 俊 康 執行役 政策・規制エンゲージメント担当、
中国委員会主席兼健康経営推進最高責任者 (CHO)
北 村 巧 執行役 財務統括責任者 (CFO)、IR担当
加 藤 壮太郎 執行役 リスク管理統括責任者 (CRO) (ニューヨーク駐在)
大 塚 徹 執行役 グループ戦略統括責任者 (CSO)

4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

役 員 区 分	人数（注1）	ベースサラリー等 （注2,3）	業績連動報酬等 （注4）	非金銭報酬等（注5）	計
取締役 （うち、社外）	10名 （6名）	290百万円 （130百万円）	66百万円 （－）	226百万円 （－）	582百万円 （130百万円）
執行役	6名	420百万円	240百万円	364百万円	1,024百万円
合 計	16名	710百万円	306百万円	590百万円	1,606百万円

- （注）1. 上記人数には、2020年6月に退任した取締役2名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役8名、執行役6名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。
2. ベースサラリー等の額710百万円には、ベースサラリーのほか、その他の報酬（通勤定期券代等）として支給された報酬85万円が含まれております。
3. ベースサラリー等のほかに、執行役に対して社宅関連費用（社宅課税額および課税調整額等）として16百万円を支給しております。
4. 年次賞与のうち、当事業年度終了後に現金により支給する金額を示しております。
5. 当事業年度以前に付与された繰延報酬（RSU、ストック・オプション等）のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。
6. 上記のほか、当事業年度において、社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計65百万円支給しております。
7. 当社は2001年に退職慰労金制度を廃止しております。

5. 業績連動報酬等に関する事項

（1）業績連動報酬等としての年次賞与

当社においては、ベースサラリー、年次賞与および長期インセンティブプランで構成される取締役および執行役の報酬等のうち、年次賞与を業績連動報酬等として支給しております。年次賞与については、原則として半額を当事業年度終了後に現金により支給し、残る半額を翌事業年度以降に繰延報酬として複数年にかけて均等に分割して支給しております。

（2）年次賞与の算定に用いる業績指標

取締役および執行役の年次賞与の決定にあたっては、当社グループの経営ビジョン・ビジネス戦略との整合性を担保するため、当社グループの最重要指標として設定している株主資本利益率（ROE）を、算定に用いる業績指標として選定しております。

（3）年次賞与の算定方法

<算定方法の概要>

取締役および執行役の年次賞与の算定にあたっては、職位に応じて異なる算定方法を適用しております。

<職位別の具体的な算定方法>

- ・代表執行役社長グループCEOについては、当社グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、ROEのターゲット値に対する実績値に基づき、年次賞与の基礎額を算定いたします。これに、報酬委員会の定性評価等を必要に応じて勘案し、年次賞与とベースサラリーを含む総報酬額（TC：Total Compensation）を決定しております。
- ・執行役については、代表執行役社長グループCEO同様、当社グループの業務執行を行う職責にあることから、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責に応じて設定する連動比率を適用した金額を評価の基礎として

算定いたします。これに、担当・責任分野に関する貢献度等の定性評価等を勘案したうえで、年次賞与とTCを決定しております。

- ・取締役会長は、執行役と同様の取り扱いとしております。

＜本事業年度の年次賞与の算定に用いた業績指標に関する実績値＞

業績指標	ターゲット値	当事業年度実績
ROE	8.0%	5.7%

(4) 監査委員である取締役および社外取締役の年次賞与

監査委員である取締役については、業務執行からの独立性を維持・担保する観点から、報酬の株価連動性を排除し、現金により複数年にかけて均等に分割して支給しております。社外取締役については年次賞与の対象外としております。

6. 非金銭報酬等に関する事項

(1) 非金銭報酬等としての繰延報酬（株式関連報酬）

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として、非金銭報酬等に該当する株式関連報酬（RSUおよびファントム・ストックプラン）を用いております。

(2) 現在の株式関連報酬プログラム

現在の株式関連報酬プログラムは下表のとおりです。

種類	概要
譲渡制限 株式ユニット (RSU)	・ 1 ユニット当たり当社普通株式 1 株を株式報酬として支給します。 ・ 繰延期間は原則として 3 年としております。 ・ 2018 年 3 月期に対応する繰延報酬より導入しております。 ・ 原則として毎年 5 月に付与いたします。
ファントム・ ストックプラン	・ 当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。 ・ RSU 同様、繰延期間は原則として 3 年としております。 ・ 2018 年 3 月期に対応する繰延報酬からは RSU の適用を原則としているため、同期以降は補助的な位置付けとして運用しております。 ・ RSU 同様、原則として毎年 5 月に付与いたします。

上記のとおり、2018 年 3 月期より RSU を繰延報酬の基本的な支給方法として導入し、従来のストック・オプション等を代替しております。

(3) 繰延報酬を株式関連報酬として支給することによる効果

繰延報酬を株式関連報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利益の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中期インセンティブ（※）、および、リテンション

（※）株式関連報酬のうち、RSUを繰延報酬の基本的な支給方法としたことに伴い、原則として、付与された事業年度の翌事業年度から3年間の繰延期間にわたって、現金ではなく、当社株式を支給することとなります。支給株式数は付与の時点における当社の株価に基づき決定されていることから、当社の株価が上昇することにより、繰延報酬は受給時の経済的価値が増大することとなります。なお、株価の上昇には、企業価値の増大が反映されることから、取締役および執行役にとっての中期インセンティブに加え株主との利益の一致等も図られることとなります。

- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

（4）繰延報酬に定めるクローバック

繰延報酬の付与にあたっては、自己都合による退任、財務諸表の重大な修正、当社グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、減額、没収または支給後の返還の対象となることを定めております（いわゆる「クローバック条項」を含む個別契約を締結）。

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、当社グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から3年以上としております。

7. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

（1）方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、毎期、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。

（2）野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービス・グループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の

方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現し、顧客に付加価値をもたらし、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になると考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

①野村が重視する価値および戦略との合致

- ・野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。
- ・野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

②会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス（業績に応じた支払い）」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方も重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略およびマーケット動向を踏まえて決定する。
- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

③リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。
- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを得るものとする。

④株主との利益の一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一致を図る。

⑤適切な報酬体系

- ・ 報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならない。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。
- ・ 一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・ 繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとすべきである。
- ・ 報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・ 賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようにする。
- ・ 経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職（セベランス）パッケージの保証は行わないものとする。
- ・ 会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

⑥ガバナンスとコントロール

- ・ 本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- ・ 野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- ・ 経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能を果たし、財務部門、リスク管理部門、海外のグループ会社における報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。
- ・ リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- ・ 報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

(3)取締役および執行役にかかる報酬の方針

上記の野村グループの報酬の基本方針を受けて、取締役および執行役にかかる報酬の方針を以下のとおり定めております。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

①ベースサラリー

- ・ ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。
- ・ ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

②年次賞与

- ・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

③長期インセンティブプラン

- ・個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

(4)当該事業年度に係る取締役および執行役の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由
当期においては、報酬委員会を7回開催し、以下のとおり検討を重ねて参りました。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2020/04/24	討議：2020年3月期の役員賞与について	全員出席
2020/05/08	決議：2020年3月期の役員賞与について	(同上)
2020/06/24	決議：取締役会の招集権を有する取締役、委員会の職務執行状況を取締役に報告する取締役の選定 決議：報酬の方針について 決議：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について 討議：役員報酬（賞与）決定プロセスの改訂について	(同上)
2020/08/25	討議：役員報酬（賞与）決定プロセスの改訂について	(同上)
2020/10/28	討議：役員報酬（賞与）決定プロセスの改訂について	(同上)
2020/12/03	決議：役員報酬（賞与）決定プロセスの改訂について	(同上)
2021/03/26	決議：2021年4月以降のベースサラリーについて 討議：2021年3月期の役員賞与について 討議：2022年3月期の役員報酬（賞与）決定プロセスについて	(同上)

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2021年3月期に係る役員報酬は、報酬の方針に沿ったものであり、かつ、妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項 目	支 払 額
(1) 報酬等の額	963百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,457百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積もりの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

第117期末連結貸借対照表（前期数値はご参考）

			(単位：百万円)	
科 目	前 期 (2020年3月31日)	当 期 (2021年3月31日)		
(資 産 の 部)				
現 金 ・ 預 金	3,874,948	4,164,735		
現金および現金同等物	3,191,889	3,509,754		
定期預金	309,373	281,422		
取引所預託金およびその他の顧客分別金	373,686	373,559		
貸 付 金 お よ び 受 取 債 権	5,116,913	4,142,447		
貸 付 金	2,857,405	2,943,472		
顧客に対する受取債権	541,284	459,090		
顧客以外に対する受取債権	1,731,236	793,669		
貸 倒 引 当 金	△13,012	△53,784		
担 保 付 契 約	15,907,112	16,039,438		
売戻条件付買入有価証券	12,377,315	10,775,078		
借入有価証券担保金	3,529,797	5,264,360		
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資	16,898,100	15,738,179		
ト レ ー デ ィ ン グ 資 産	16,853,822	15,674,354		
プライベートエクイティ・デット投資	44,278	63,825		
そ の 他 の 資 産	2,202,742	2,431,681		
建物、土地、器具備品および設備 (2020年3月31日現在 397,114百万円 2021年3月31日現在 395,429百万円 の減価償却累計額控除後)	440,512	464,449		
トレーディング目的以外の負債証券	455,392	426,758		
投 資 持 分 証 券	112,175	126,649		
関連会社に対する投資および貸付金	367,641	364,393		
そ の 他	827,022	1,049,432		
資 産 合 計	43,999,815	42,516,480		

当期より会計基準アップデート第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」を適用した結果、予想信用損失の計上対象となる金融商品について、2020年4月1日期首時点で、貸倒引当金が1,972百万円、その他の負債が638百万円、繰延税金資産が72百万円それぞれ増加し、利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は2,538百万円の減少となります。公正価値オプションを選択した金融商品について、2020年4月1日期首時点で貸付金の帳簿価格が9,774百万円減少し、その他の負債5,888百万円を追加計上し、利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は15,662百万円の減少となります。

			(単位：百万円)	
科 目	前 期 (2020年3月31日)	当 期 (2021年3月31日)		
(負 債 の 部)				
短 期 借 入	1,486,733	1,368,098		
支 払 債 務 お よ び 受 入 預 金	4,397,082	4,570,918		
顧客に対する支払債務	1,467,434	1,454,755		
顧客以外に対する支払債務	1,653,495	1,773,699		
受 入 銀 行 預 金	1,276,153	1,342,464		
担 保 付 調 達	18,028,339	15,133,573		
買戻条件付売却有価証券	16,349,182	13,360,429		
貸付有価証券担保金	961,446	1,380,629		
そ の 他 の 担 保 付 借 入	717,711	392,515		
ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	8,546,284	9,473,261		
そ の 他 の 負 債	1,034,448	1,239,167		
長 期 借 入	7,775,665	7,975,012		
負 債 合 計	41,268,551	39,760,029		
コミットメントおよび偶発事象				
(資 本 の 部)				
資 本 金	594,493	594,493		
授權株式数	6,000,000,000株			
発行済株式数				
2020年3月31日現在	3,493,562,601株			
2021年3月31日現在	3,233,562,601株			
発行済株式数（自己株式控除後）				
2020年3月31日現在	3,038,587,493株			
2021年3月31日現在	3,063,155,434株			
資 本 剰 余 金	683,232	696,122		
利 益 剰 余 金	1,645,451	1,533,713		
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	△26,105	△38,144		
自 己 株 式 （ 取 得 価 額 ）	△243,604	△91,246		
自己株式数				
2020年3月31日現在	454,975,108株			
2021年3月31日現在	170,407,167株			
当 社 株 主 資 本 合 計	2,653,467	2,694,938		
非 支 配 持 分	77,797	61,513		
資 本 合 計	2,731,264	2,756,451		
負 債 ・ 資 本 合 計	43,999,815	42,516,480		

第117期連結損益計算書（前期数値はご参考）

(単位：百万円)			
科 目	前 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
委 託 ・ 投 信 募 集 手 数 料	308,805	376,897	
投 資 銀 行 業 務 手 数 料	103,222	108,681	
アセットマネジメント業務手数料	238,202	230,047	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	356,609	310,040	
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	△93	12,734	
金 融 収 益	794,472	356,466	
投 資 持 分 証 券 関 連 損 益	△14,726	14,053	
そ の 他	165,991	208,317	
収 益 合 計	1,952,482	1,617,235	
金 融 費 用	664,653	215,363	
収 益 合 計（金融費用控除後）	1,287,829	1,401,872	
人 件 費	479,420	507,906	
支 払 手 数 料	106,123	111,550	
情 報 ・ 通 信 関 連 費 用	170,317	178,835	
不 動 産 関 係 費	72,986	72,367	
事 業 促 進 費 用	31,885	13,520	
そ の 他	178,837	287,023	
金 融 費 用 以 外 の 費 用 計	1,039,568	1,171,201	
税 引 前 当 期 純 利 益	248,261	230,671	
法 人 所 得 税 等	28,894	70,274	
当 期 純 利 益	219,367	160,397	
差 引：非 支 配 持 分 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	2,369	7,281	
当 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	216,998	153,116	

第117期連結資本勘定変動表（前期数値はご参考）

(単位：百万円)			
科 目	前 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
資 本 金	594,493	594,493	
期 首 残 高	594,493	594,493	
期 末 残 高	594,493	594,493	
資 本 剰 余 金	687,761	683,232	
期 首 残 高	687,761	683,232	
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引 動	△4,326	11,775	
子 会 社 に 対 する 持 分 変 動	△203	—	
関 連 会 社 の 子 会 社 に 対 する 持 分 変 動	—	1,115	
期 末 残 高	683,232	696,122	
利 益 剰 余 金	1,486,825	1,645,451	
期 首 残 高	1,486,825	1,645,451	
会 計 原 則 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額 (1)	5,592	△18,200	
当 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	216,998	153,116	
現 金 配 当	△63,670	△107,104	
自 己 株 式 売 却 損 益	△294	△346	
自 己 株 式 の 消 却	—	△139,204	
期 末 残 高	1,645,451	1,533,713	
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益 額	—	—	
期 首 純 変 動 高 額	17,833	△26,274	
期 末 純 変 動 高 額	△44,107	44,590	
確 定 給 付 年 金 制 高 度 調 整 高 額	△26,274	18,316	
期 首 債 務 残 高 額	△71,107	△62,571	
期 末 債 務 残 高 額	8,536	19,094	
自 己 ク レ ジ ャ ー 債 務 残 高 額	△62,571	△43,477	
期 首 自 己 ク レ ジ ャ ー 債 務 残 高 額	24,224	62,740	
期 末 自 己 ク レ ジ ャ ー 債 務 残 高 額	38,516	△75,723	
期 首 自 己 ク レ ジ ャ ー 債 務 残 高 額	62,740	△12,983	
期 末 自 己 ク レ ジ ャ ー 債 務 残 高 額	△26,105	△38,144	
自 己 株 式 高 得 却 式 却	△108,968	△243,604	
期 首 自 己 株 式 高 得 却 式 却	△150,009	△11,000	
期 末 自 己 株 式 高 得 却 式 却	0	0	
取 引 業 員 に 対 する 発 行 株 式 却	15,373	13,165	
期 首 取 引 業 員 に 対 する 発 行 株 式 却	—	139,204	
期 末 取 引 業 員 に 対 する 発 行 株 式 却	△243,604	△91,246	
当 社 株 主 資 本 合 計	2,653,467	2,694,938	
期 首 資 本 合 計	2,653,467	2,694,938	
非 支 配 持 分 高 金	49,732	77,797	
期 首 非 支 配 持 分 高 金	△1,483	△1,416	
非 支 配 持 分 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	2,369	7,281	
非 支 配 持 分 に 帰 属 する 累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	
為 替 換 算 調 整 額	△302	944	
子 会 社 株 式 の 購 入 ・ 売 却 等 (純 額)	18,264	673	
そ の 他 の 増 減 (純 額)	9,217	△23,766	
期 末 非 支 配 持 分 高 金	77,797	61,513	
資 本 合 計	2,731,264	2,756,451	
期 首 資 本 合 計	2,731,264	2,756,451	
期 末 資 本 合 計	2,731,264	2,756,451	

(1) 「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準アップデート第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」に関連する初年度適用期首残高調整額です。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎 ㊞
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
注記21. その他の追加情報「米国顧客との取引に起因した損害」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において米国顧客との取引に起因した損失を計上している。また、注記20. 重要な後発事象「米国顧客との取引に起因した損害」に記載されているとおり、会社は、米国顧客との取引に起因する2021年4月1日以降の追加損失を開示している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

当事業年度の監査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、会計監査人との連携や執行役等からの報告については、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しつつ、実施しました。

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監 査 委 員 長 島 崎 憲 明

監 査 委 員 園 マ リ

監 査 委 員 宮 下 尚 人

（注）島崎憲明および園マリは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第117期末貸借対照表

(2021年3月31日現在)

第117期損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)			
資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,210,514	流 動 負 債	2,366,695
現金および預金	166,525	短 期 借 入 金	2,109,493
金 銭 の 信 託	39	1 年内償還予定の社債	6,700
短 期 貸 付 金	3,913,319	貸 借 取 引 担 保 金	91,057
未 収 入 金	67,339	未 払 法 人 税 等	26,696
そ の 他	63,293	賞 与 引 当 金	45,418
固 定 資 産	3,680,832	そ の 他	87,331
有 形 固 定 資 産	21,015	固 定 負 債	3,013,942
建 物	9,165	社 債	1,200,148
器 具 備 品	11,577	長 期 借 入 金	1,793,245
土 地	210	そ の 他	20,549
建 設 仮 勘 定	64	負 債 合 計	5,380,637
無 形 固 定 資 産	71,067	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	71,066	科 目	金 額
そ の 他	0	株 主 資 本	2,468,780
投資その他の資産	3,588,750	資 本 金	594,493
投資有価証券	120,054	資 本 剰 余 金	559,676
関係会社株式	2,446,405	資 本 準 備 金	559,676
その他の関係会社有価証券	38,233	利 益 剰 余 金	1,405,660
関係会社長期貸付金	904,355	利 益 準 備 金	81,858
長期差入保証金	23,610	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,323,802
繰延税金資産	35,053	繰越利益剰余金	1,323,802
そ の 他	21,063	自 己 株 式	△91,049
貸 倒 引 当 金	△23	評 価 ・ 換 算 差 額 等	33,096
		その他有価証券評価差額金	42,098
		繰延ヘッジ損益	△9,002
		新 株 予 約 権	8,834
		純 資 産 合 計	2,510,710
資 産 合 計	7,891,346	負債・純資産合計	7,891,346

(単位：百万円)			
科 目	金 額		
営 業 収 益	328,625		
資 産 利 用 料	99,915		
不 動 産 賃 貸 収 入	30,805		
商 標 使 用 料	40,303		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	102,999		
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	49,499		
そ の 他 の 売 上 高	5,104		
営 業 費 用	238,052		
人 件 費	41,596		
不 動 産 関 係 費	42,912		
事 務 費	61,572		
減 価 償 却 費	31,743		
租 税 公 課	2,522		
そ の 他 の 経 費	4,637		
金 融 費 用	53,070		
営 業 利 益	90,572		
営 業 外 収 益	5,462		
営 業 外 費 用	7,043		
経 常 利 益	88,992		
特 別 利 益	11,343		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,563		
受 取 補 償 金	5,863		
新 株 予 約 権 戻 入 益	918		
特 別 損 失	114,170		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	26		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	196		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	119		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	113,261		
固 定 資 産 除 売 却 損	568		
税 引 前 当 期 純 損 失	△13,835		
法人税、住民税および事業税	6,960		
法 人 税 等 調 整 額	△19,286		
当 期 純 損 失	△1,508		

第117期株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(单位: 百万円)

科 目					金 額
株 資 本 金	主 期 末	資 首 末	残 高	高	
					594,493
					594,493
資 本 金	本 期 末	剩 準 首 末	余 備 残 高	金 金 高	
					559,676
					559,676
					559,676
					559,676
利 益 剰 余 金	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
					81,858
					81,858
そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					1,540,967
					△76,358
					△1,508
					△95
					△139,204
					△217,165
					1,323,802
					1,622,825
					△76,358
					△1,508
					△95
					△139,204
					△217,165
					1,405,660
自 己 株 式	自 己 株 式	自 己 株 式	自 己 株 式	自 己 株 式	
					△243,407
					△11
					13,165
					139,204
					152,358
					△91,049

科 目					金 額
株 主 資 本 合 計					
当 期 首 残 高					2,533,587
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△76,358
当 期 純 損 失					△1,508
自 己 株 式 の 取 得					△11
自 己 株 式 の 処 分					13,070
当 期 変 動 額 合 計					△64,807
当 期 末 残 高					2,468,780
評 価 ・ 換 算 差 額 等					
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金					
当 期 首 残 高					33,920
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					8,178
当 期 変 動 額 合 計					8,178
当 期 末 残 高					42,098
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益					
当 期 首 残 高					16,386
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△25,388
当 期 変 動 額 合 計					△25,388
当 期 末 残 高					△9,002
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計					
当 期 首 残 高					50,306
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△17,210
当 期 変 動 額 合 計					△17,210
当 期 末 残 高					33,096
新 株 予 約 権					
当 期 首 残 高					14,668
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△5,834
当 期 変 動 額 合 計					△5,834
当 期 末 残 高					8,834
純 資 産 合 計					
当 期 首 残 高					2,598,561
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△76,358
当 期 純 損 失					△1,508
自 己 株 式 の 取 得					△11
自 己 株 式 の 処 分					13,070
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△23,044
当 期 変 動 額 合 計					△87,851
当 期 末 残 高					2,510,710

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

当事業年度の監査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、会計監査人との連携や子会社も含めた往査および調査については、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しつつ、実施しました。

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役員、監査等委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体

制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、2021年3月、当社の米国子会社において、米国顧客との取引に起因して多額の損害が生じる事案が発生しました。当監査委員会は、外部法律事務所を起用して調査を実施し、調査結果を踏まえ、リスク管理態勢の更なる強化の必要性について意見および提言を取締役会に報告しました。今後、改善策の策定ならびに実施状況を含めた野村グループの内部管理態勢強化の状況について、注意深く監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島 崎 憲 明

監査委員 園 マ リ

監査委員 宮 下 尚 人

(注) 島崎憲明および園マリは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

株式事務のご案内

- 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会：毎年6月中に開催
- 株主名簿管理人/特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行
(連絡先)

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711 (東京)
0120-094-777 (大阪)
【受付時間 平日 9:00～17:00】

- ※ 株主様の各種お手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。
- ※ 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、上記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは、野村グループホームページをご覧ください。



野村 株式等に関するお手続き

検索



第117期 期末配当金のお支払いについて

第117期 期末(2021年3月31日基準日) 配当金につきましては、2021年6月1日(火)よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、**2021年7月2日(金)まで**に、最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込について

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- ① 証券会社で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、お預けの株式の配当金をお受け取りいただけます。
- ② 銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。

配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、左記の案内もご参照いただき、お取引の証券会社にてご確認の上、お手続きください。

株式等の税務関係のお手続きに関しましては、マイナンバー(個人番号)のお届出が必要です。お届出をされていない株主様におかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバー(個人番号)のお届出をお願いします。

株主総会に関するお問い合わせ先

野村ホールディングス株式会社 グループ総務部
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1
電話 03-5255-1000(代表)